

## マイナポータルを活用した医療費通知及び医療費控除申告について

マイナポータル連携（医療費控除申告の手続きに必要な医療費通知情報の一括取得及び申告書への自動入力）により、e-Tax での確定申告が便利になったことを受け、当組合では、皆様への医療費通知をマイナポータル活用に移行し、マイナポータルからの閲覧や医療費控除申告用の医療費情報取得をしていただくようお願いしております。

つきましては、医療費控除申告をされる方は、令和 4 年分所得税の確定申告から、マイナポータルによる医療費通知情報の取得をいただき、オンラインによる確定申告にご活用ください。

また、マイナポータルのログインには、マイナンバーカードが必要になります。マイナンバーカードの交付申請から取得まで1か月以上の期間を要しますので、マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカード取得を早めに済ませておきますと、医療費控除申告の手続きがスムーズに行えます。

なお、マイナポータルによる医療費通知情報取得ができない方は、当組合あて医療費証明書交付依頼書の提出が必要となります。医療費証明書の申請及び発行に関する留意事項等の詳細は、当組合ホームページの申請書類一覧の「医療費通知」をご確認ください。

マイナポータル及び医療費控除に関するお問い合わせにつきましては、以下の各機関にお問い合わせください。

### ＜マイナポータル＞

- マイナポータル  
<https://myna.go.jp>
- マイナンバー総合  
フリーダイヤル  
0120-95-0178

### ＜マイナンバーカード＞

- マイナンバーカード  
総合サイト  
<https://www.kojinbango-card.go.jp>
- お住まいの市区町村

### ＜医療費控除＞

- お住まいの住所地を  
管轄する税務署
- 国税庁 ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto304.htm>

### 【医療費控除とは】

皆さまのご家族の分も含めて1年間に支払った医療費が基準額を超えると、税務署に確定申告することにより、その超過支払い分の医療費が課税対象の所得から控除され、税金の一部が還付される制度です。1年間（1～12月）に支払った医療費（給付金、保険金等（※）を除く）が10万円以上、または所得総額の5%のいずれか少ないほうを差し引いた額が医療費控除額（上限200万円）です。

※生命保険などから支給される給付金や健保組合から支給される高額療養費、接骨院等の柔道整復、はり・灸・マッサージ、治療用装具、立替払い等の療養費、出産育児一時金等は医療費から除きます。

### ＜照会先＞

千葉県医業健康保険組合  
担当：医療給付課  
TEL：043-241-8514